

風営法違反処分の【量定】の再確認。

■警察庁のモデル基準は、「A～H」の8段階となる。

<A>風俗営業にあっては取消し。(その他は、6ヶ月の営業停止命令)

- ・①構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得
- ・②遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得
- ・③名義貸し禁止違反
- ・④営業停止命令違反

「40日以上、6ヶ月以下」の営業停止等命令。(基準期間は3ヶ月＝90日)

- ・①(【量定<A>】以外の)不正の手段による認定の取得
- ・②遊技機規制違反
- ・③客引き禁止違反
- ・④客引き準備行為禁止違反
- ・⑤年少者立ち入らせ禁止違反
- ・⑥未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反
- ・⑦広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反
- ・⑧現金等提供禁止違反
- ・⑨賞品買取り禁止違反(※⑧・⑨は、2015年4月に「C⇒B」に変更)

<C>「20日以上、6ヶ月以下」の営業停止等命令。(基準期間は40日)

- ・①営業時間制限違反
- ・②許可の条件違反
- ・③賞品提供禁止違反
- ・④上記【Bの⑦】以外の指示処分違反

<D>「10日以上、80日以下」の営業停止命令。(基準期間は20日)

- ・①構造・設備維持義務違反
- ・②騒音・振動規制違反
- ・③広告・宣伝規制違反
- ・④遊技機変更届出義務違反
- ・⑤遊技料金等規制違反
- ・⑥従業者名簿備付け記載義務違反
- ・⑦接客従事者の生年月日等の確認義務違反
- ・⑧接客従業者に対する拘束的行為の規制違反
- ・⑨報告・資料提出義務違反
- ・⑩接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反
- ・⑪立入の拒否、妨害、忌避

<E>「5日以上、40日以下」の営業停止等命令。(基準期間は14日)

- ・①遊技球等持ち出し禁止違反
- ・②遊技球等保管書面発行禁止違反
- ・③管理者選任義務違反
- ・④照度規制違反(※10ルクス)
- ・⑤特例風俗営業者の営業所の構造設備変更届出義務違反
- ・⑥特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載

<F>「5日以上、20日以下」の営業停止等命令。(基準期間は7日)

- ・①変更届出義務違反(遊技機以外)
- ・②認定証返納義務違反

<G>営業停止等命令を行わないもの。

(指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に、当該指示処分違反を処分事由【Cの④】として営業停止等命令を行う)

- ・①料金表示義務違反
- ・②年少者立入禁止表示義務違反
- ・③許可証等掲示義務違反
- ・④許可証亡失・滅失届出義務違反
- ・⑤相続承認時許可証書換え義務違反
- ・⑥合併承認時許可証書換え義務違反
- ・⑦分割承認時許可証書換え義務違反
- ・⑧変更届けに係る許可証書換え義務違反
- ・⑨許可証返納義務違反
- ・⑩管理者講習受講義務違反

<H>「5日以上、80日以下」の営業停止等命令。(基準期間は、各都道府県において定める)

- ・①条例の遵守事項違反

※以上の「量定基準」に、【加重】と【軽減】の措置対応がなされ、具体的処分が【都道府県公安委員会】にて決定される。